

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によって、広島県行政不服審査会の令和四年度答申第二号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和五年四月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：広島県知事（障害者支援課）

諮問日：令和3年9月22日

（令和3年度諮問第4号）

答申日：令和4年12月5日

（令和4年度答申第2号）

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和2年7月29日付けで審査請求人（以下「審査請求人」という。）から提起のあった、A市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（広島県知事〔障害者支援課〕）の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 審理員による審理段階での審査請求人の主張の要旨

令和3年8月31日付け2審理第100号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）2(1)に記載のとおりである。

(2) 令和4年9月29日に審査会が審査請求人に対して実施した口頭意見陳述（以下「審査会口頭意見陳述」という。）での主張の要旨

ア ○○の認定は、知能指数（以下「IQ」という。）だけに着目することなく、総合的に判断するという文言が謳われているにもかかわらず、当時下された○という数値で却下されたのではないか。もう少し総合的な判断をしてもらえないか。

イ IQ○という数値について、判定については検査日のコンディション等によりばらつきがあるものだとして認識している。その中で、1度のみの判定によって杓子定規的に判断するのはいかがなものか。

また、その数値を認定する処分庁側についても、認定にばらつきがあり、精度面でもどうかという疑念がある。

ウ IQの数値についての追加資料を提出したが、取り合ってもらえず、結論ありきの姿勢が見受けられた。

2 審査庁の主張の要旨

令和3年9月22日付け諮問説明書

(1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書 3 に記載のとおりである。

イ 判断

審理員意見書 5 (2) に記載のとおりである。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

(3) 令和 4 年 10 月 11 日付けの審査会の調査権限事項（令和 3 年度諮問第 4 号）に対する回答書

ア 処分庁は、令和 3 年 6 月 21 日付けで審理員に提出した回答書において、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 3 における障害の認定要領」（「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 3 における障害の認定について」（昭和 50 年 9 月 5 日児発第 576 号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）によるもの。本件処分時に適用されたのは、平成 29 年 12 月 21 日障発 1221 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知による改正後のもの。以下「認定要領」という。） 3 (1) に基づいて処分庁が児童の障害の状態の審査を依頼している精神科の医師（以下「本件審査医師」という。）に意見を聴いたとしているが、本件審査医師が審査を行う際に判断基準となるものがあるかについて照会し、該当が無いとの回答を受けた。

イ 審査請求人が審査会口頭意見陳述に際し提出した令和 3 年 9 月 7 日付け中国新聞紙面において、「厚生労働省も問題視しており、研究班で実態を調査。対策を検討している。」との記載があるが、それについて保有している資料があるかについて照会し、次の回答を受けた。

(ア) 令和 2 年 8 月 7 日付け信州大学医学部子どもこころの発達医学教室 教授 本田秀夫（研究代表者）の依頼文「特別児童扶養手当（知的障害・精神の障害）の障害認定の地域差に関する実態調査について（依頼）」

(イ) 特別児童扶養手当認定診断書（知的障害・精神の障害）の障害認定の地域差に関する実態調査 調査シート ((ア) で依頼の実態調査の広島県の回答)

(ウ) 厚生労働科学研究費補助金 障害者政策総合研究事業「特別児童扶養手当（精神の障害）の認定事務の適正化に向けた調査研究」（令和 2 年度 総括・分担研究報告書 研究代表者 本田 秀夫 令和 3（2021）年 3 月）

第 3 審理員意見書の要旨

1 本件処分が違法又は不当であるかについて

(1) 本件処分は、処分庁が、審査請求人の子（以下「本件児童」という。）の障害の

程度が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「政令」という。）別表第3の障害等級には該当しないと認定したことにより行われたものである。

認定要領の別添1「特別児童扶養手当 障害程度認定基準」（以下「認定基準」という。）第7節2E(2)によると、「〇〇とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」とされており、また、認定基準第7節2D(3)においても「〇〇とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」とされていることから、特別児童扶養手当の認定請求の対象となる児童に〇〇及び〇〇が併存している場合は、認定基準第7節2D及びEに基づき、当該児童の精神障害の状態を総合的に判断することとなる。

令和2年7月1日付け特別児童扶養手当認定診断書（知的障害・精神の障害用）（以下「本件診断書」という。）によると、本件児童には〇〇があり、合併症として〇〇が併存しているとされているため、処分庁は、本件診断書の記載内容に基づき、認定基準第7節2D及びEにより障害の程度を判断したことが認められる。

ア 認定基準第7節2Eに基づき、本件児童の〇〇の程度について検討すると、次のとおりである。

(ア) 本件診断書によると、「⑩問題行動及び習癖」については、「1興奮」、「3多動」、「14排泄の問題（その他）」及び「16その他（友達との距離感がつかめずトラブルになることがある。）」が該当するとされており、具体的な症状として「テンションが上がると、スーパーなどで走り回る、道の飛び出しなどがある。家もおまるでないと排泄が出来ず、外出時は困難。おむつを嫌がるので、長時間の時はおまるを持って移動している。」と記載されており、本件児童には、不適応な行動が見られると認められる。

(イ) 一方で、本件診断書の「⑧発達障害関連症状」の記載によると、本件児童は、「相互的な社会関係の質的障害」は中度、「言語コミュニケーションの障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」は軽度とされており、「社会性やコミュニケーション能力」に問題があるものの、その程度が「乏しい状態であるとまでは認められない。

(ウ) また、本件診断書によると、「⑬日常生活能力の程度」については、全7項目中5項目において「一部介助（見守り又は声掛け）」、「自立」又は「問題なし」とされ、「⑭要注意度」については「3 随時一応の注意が必要」とされ、「⑮医学的総合判定」については「3 軽度」とされている。

(エ) これらのことからすると、本件児童には、不適応な行動が見られることが認められる（このことは、処分庁も認めている。）ものの、この不適応な行動の程度は、日常生活への適応に当たって、「日常生活が著しい制限を受けるか、

又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」であるとまでは認められない。

(オ) したがって、本件児童の〇〇の程度は、認定基準第7節2Eの障害の程度2級に該当する程度であるとまでは認められないとした処分庁の判断は、妥当である。

イ 認定基準第7節2Dに基づき、本件児童の〇〇の程度について検討すると、次のとおりである。

(ア) 本件診断書によると、本件児童は、療育手帳Bを所持しているが、A市療育手帳判定要領第3によると、A市において療育手帳Bを所持している場合は、〇〇の程度は軽度と判断されていること、また、「⑮医学的総合判定」において、「軽度〇〇を伴う……」と記載されていることから、本件児童の〇〇の程度は「軽度」であると判断されていることが認められる。

(イ) 本件診断書の「⑬日常生活能力の程度」の記載によると、一部介助又は半介助とされている項目があるものの、その介助の度合いは、見守りや声掛け程度であるとされており、本件児童の日常生活能力の程度が「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」であるとまでは認められない。

(ウ) 本件診断書の「⑧発達障害関連症状」の記載によると、「会話が成立しないことがある」との記載があるものの、本件児童の言語コミュニケーションの障害は「軽度」とされており、「会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」に該当するとまでは認められない。

(エ) また、本件診断書には、IQ判定結果の記載はされていなかったが、処分庁がA市児童相談所から提供を受けたIQ判定結果（令和2年5月27日にA市児童相談所が実施したテストに基づくもの）によると、本件児童は、「IQ〇」とされており、これは、認定基準第7節2D(2)のなお書きによる障害等級1級及び2級の例示には該当しない。

(オ) したがって、本件児童の〇〇の程度は、政令別表第3の障害の程度2級に該当する程度であるとまでは認められないとした処分庁の判断は、妥当である。

ウ 以上を総合すると、本件児童の精神の障害の程度については、日常生活に一定程度の援助が必要であると認められるものの、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（障害等級2級相当）であるとまでは認められないから、本件児童が認定基準第7節の障害の程度1級及び2級に該当しないとの処分庁の判断は、妥当であったと認められる。

(2) 審査請求人は、本件児童の〇〇の程度について、1回のIQ判定結果のみに着眼

して判定を行っており、結論ありきで判断していると主張する。

処分庁においては、前記(1)イのとおり、本件児童の障害の程度については、IQ判定結果だけでなく、療育手帳の所持状況、主治医の所見を踏まえて総合的に判断しており、単にIQ判定結果が「IQ〇」であったことのみをもって本件児童の〇〇の程度を判断したものとは認められないから、この点に係る審査請求人の主張には、理由がない。

- (3) なお、審査請求人は、本件処分後の令和3年3月に行われた知能検査等の結果を提出しているが、本件処分は、本件診断書作成時点の本件児童の現症に基づき行われるべきものであるから、本件処分後に行われた知能検査の結果は、本件処分における本件児童の障害の程度の判定には、影響しないことは、明らかである。

なお、本件処分時と比較して、本件児童の障害の状態に変化があった場合には、政令別表第3の障害等級に該当することとなり、特別児童扶養手当の支給の対象となる可能性はあるが、このことは、本件処分の違法又は不当の判断に影響を及ぼすものではない。

- (4) 以上を総合すると、本件児童の障害の程度が、政令別表第3に定める障害等級に該当しないとして行われた本件処分に違法又は不当な点はなく、本件処分は、適正に行われたものと認められる。

2 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には、理由がない。よって、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

1 審査庁から審査会へ諮問（令和3年9月22日）

2 第1回審議（令和4年8月1日）

- (1) 本件審査請求に係る審議を行った。
- (2) 審査請求人から行審法第81条第3項の規定により準用する行審法第75条第1項の規定による口頭での意見陳述を求める旨の申立てがあったため、行政不服審査法施行条例（平成28年広島県条例第2号。以下「条例」という。）第10条第6項の規定により、意見を陳述する機会を与える旨の決議を行った。

3 第2回審議（令和4年9月29日）

- (1) 行審法第81条第3項の規定により準用する行審法第75条の規定により、前記2(2)のとおり決議を行った審査会口頭意見陳述を実施した。審査請求人の主張は前記第2の1(2)に記載のとおりである。
- (2) 行審法第81条第3項の規定により準用する行審法第74条の規定による調査権限の行使が必要と認めたため、条例第10条第6項の規定により、当該調査を行うための決議を行った。

4 第3回審議（令和4年11月14日）

- (1) 審査庁から前記3(2)の調査に対して、前記第2の2(3)のとおり回答があったため、当該回答について、審査会事務局から審査会に対して報告を行った。
- (2) 前記(1)において審査庁から提出された回答書を踏まえ、本件処分に係る審議を行った。

5 第4回審議（令和4年12月5日）

答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第2条第1項は、「この法律において「障害児」とは、20歳未満であつて、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。」と規定し、法第2条第5項は、「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。」と規定している。また、法第3条第1項は、「国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき……は、その父若しくは母……に対し、特別児童扶養手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。」と規定し、第5条第1項は、「手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長）の認定を受けなければならない。」と規定している。
- (2) 特別児童扶養手当は、法第2条第1項に規定する「障害児」、すなわち、20歳未満であつて、法第2条第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者について支給することとしており、各級の障害の状態は、政令別表第3において定めている。

特別児童扶養手当の支給対象となる障害児の障害の程度の認定については、認定要領2(4)により、申請者から提出された特別児童扶養手当認定診断書等に基づき行うこととしている。

また、認定要領2(6)において、「各傷病についての障害の認定は、別添1「障害程度認定基準」により行うこと。」としており、精神の障害による障害の程度については、認定基準第7節「精神の障害」において、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定することとしている。

本件診断書によると、本件児童には〇〇があり、合併症として〇〇が併存してい

る。認定基準第7節2E(2)によると、「〇〇とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」としており、また、認定基準第7節2D(3)においても「〇〇とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。」としていることから、特別児童扶養手当の認定請求の対象となる児童に〇〇及び〇〇が併存している場合は、認定基準第7節2D及びEに基づき、当該児童の精神障害の状態を総合的に判断することとなる。

認定基準第7節2D(2)においては、〇〇における障害の程度の2級に相当すると認められるものとして「〇〇があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」と例示しており、認定基準第7節2E(3)においては、〇〇における障害の程度の2級に相当すると認められるものとして「〇〇があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」と例示している。

- (3) 特別児童扶養手当の支給対象となる障害児の障害の程度の認定については、前記(2)のとおり、認定要領2(4)により、申請者から提出された特別児童扶養手当認定診断書等に基づき行うこととしており、認定要領3(1)により、処分庁は、児童の障害の状態を審査するために必要な医師を置くこととしている。
- (4) 特別児童扶養手当の支給に関する事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務としている。
- (5) 局長通知は、地方自治法第245条の9の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準として位置付けている（「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う児童扶養手当並びに特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当に関する法定受託事務に係る処理基準について（通知）」（平成13年7月31日雇児発第502号 障発第325号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 社会・援護局障害保健福祉部長通知））。
- (6) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

2 理由

- (1) 本件処分は、処分庁が、本件児童の障害の程度が、政令別表第3の障害等級には該当しないと認定したことにより行われたものである。
- (2) 認定基準第7節2D及びEに基づき、本件児童の障害の程度について検討すると、次のとおりである。

ア 〇〇の程度について

本件診断書によると、「⑩問題行動及び習癖」については、「1興奮」、「3多

動」,「14排泄の問題(その他)」及び「16その他(友達との距離感がつかめずトラブルになることがある。)」が該当するとされており,具体的な症状として「テンションが上がると,スーパーなどで走り回る,道の飛び出しなどがある。家もおまるでないと排泄が出来ず,外出時は困難。おむつを嫌がるので,長時間の時はおまるを持って移動している。」と記載されており,本件児童には,不適応な行動が見られると認められる。

一方で,「⑧発達障害関連症状」の記載によると,本件児童は,「相互的な社会関係の質的障害」は中度,「言語コミュニケーションの障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」は軽度とされており,「社会性やコミュニケーション能力」に問題があるものの,その程度が乏しい状態に該当するとまではいえないことが認められる。

また,「⑬日常生活能力の程度」については,5項目において「一部介助(見守り又は声掛け)」、「自立」又は「問題なし」とされ,「⑭要注意度」については「3 随時一応の注意が必要」とされ,「⑮医学的総合判定」については「3 軽度」とされている。

これらのことからすると,本件児童には,不適応な行動が見られることが認められるものの,この不適応な行動の程度は,日常生活への適応に当たって,「日常生活が著しい制限を受けるか,又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」に該当するとまではいえないことが認められる。

したがって,本件診断書に基づいて行われた,本件児童の〇〇の程度は,認定基準第7節2Eの障害の程度2級に該当する程度であるとまでは認められないとした処分庁の判断は,妥当である。

イ 〇〇の程度について

本件診断書によると,本件児童は,療育手帳Bを所持しているが,A市療育手帳判定要領第3によると,A市において療育手帳Bを所持している場合は,〇〇の程度は軽度と判断されていること,また,「⑮医学的総合判定」において,「軽度〇〇を伴う……」と記載されていることから,本件児童の〇〇の程度は「軽度」であると判断されていることが認められる。

本件診断書の「⑬日常生活能力の程度」の記載によると,一部介助又は半介助とされている項目があるものの,その介助の度合いは,見守りや声掛け程度であるとされており,本件児童の日常生活能力の程度が「日常生活が著しい制限を受けるか,又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」であるとまではいえないことが認められる。

「⑧発達障害関連症状」の記載によると,「会話が成立しないことがある」との記載があるものの,本件児童の言語コミュニケーションの障害は「軽度」とされており,「会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため,日常生活にあ

たって援助が必要なもの」に該当するとまではいえないことが認められる。

また、本件診断書には、IQ判定結果の記載はされていなかったが、処分庁がA市児童相談所から提供を受けたIQ判定結果（令和2年5月27日にA市児童相談所が実施したテストに基づくもの）によると、本件児童は、「IQ〇」とされており、これは、認定基準第7節2D(2)のなお書きによる障害等級1級及び2級の例示には該当しない。

したがって、本件診断書及びIQ判定結果に基づいて行われた、本件児童の〇〇の程度は、政令別表第3の障害の程度2級に該当する程度であるとまでは認められないとした処分庁の判断は、妥当である。

ウ 以上を総合すると、本件児童の精神の障害の程度については、日常生活に一定程度の援助が必要であると認められるものの、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（障害等級2級相当）であるとまでは認められないから、本件児童が認定基準第7節の障害の程度1級及び2級に該当しないとの処分庁の判断は、妥当であったと認められる。

また、本件診断書によると、本件児童には〇〇があり、合併症として〇〇が併存しているとされている。処分庁は、令和2年7月28日に本件審査医師に意見聴取を行った。処分庁は、本件診断書に基づき、本件審査医師の審査を経て、諸症状を総合的に判断し、本件処分を行っており、その過程において、違法又は不当な点は認められない。

(3) 審査請求人は、本件児童の〇〇の程度について、1回のIQ判定結果のみに着眼して判定を行っており、結論ありきで判断していると主張する。処分庁においては、前記(2)のとおり、本件児童の障害の程度について、IQ判定結果だけでなく、療育手帳の所持状況、主治医の所見を踏まえて総合的に判断しており、単にIQ判定結果が「IQ〇」であったことのみをもって本件児童の〇〇の程度を判断したものは認められない。したがって、この点に係る審査請求人の主張は、理由がない。

(4) 審査請求人は、本件処分後の令和3年3月に行われた知能検査等の結果を提出しているが、本件処分は、本件診断書に基づき行われるものであるから、本件処分後に行われた知能検査の結果は、本件処分における本件児童の障害の程度の判定には、影響しない。

なお、本件処分時と比較して、本件児童の障害の状態に変化があった場合には、政令別表第3の障害等級に該当することとなり、特別児童扶養手当の支給の対象となる可能性はあるが、このことは、本件処分の違法又は不当の判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上のとおりであるから、本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認めら

れず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。よって第1のとおり答申する。

第6 付言

本件処分に当たっては、前記第5の2(2)のとおり、処分庁は、本件診断書の記載内容及びIQ判定結果に基づき、認定基準第7節2D及びEにより障害の程度を判断したことが認められる。

この場合、本件処分に当たって用いられる特別児童扶養手当認定診断書（知的障害・精神の障害用）の項目に記載されている軽度・中度・重度の適用区分については、特段の判断基準が定められていないため、診断書を作成する医師の裁量如何によって、その適用区分が大きく分かれることが懸念される。

行政手続における公正の確保と透明性の向上といった観点から、本件制度の運用に関し、より分かりやすい基準作成の検討が望まれる。

広島県行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	田	中	聡	子
委員	折	橋	洋	介
委員	谷	脇	裕	子

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第81条第3項で準用する同法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。